

日本児童福祉



辻 村 泰 男

ことを考えてみることにします。

皆さんのお仕事に明日からすぐ役立つ話はできないと思うが、児童福祉とは、どんな内容をもち、これをどう考えるべきかというお話ををして、今後皆さんに、日本の児童福祉の問題を考えていただくなきつかけをつくりたいと思います。

児童福祉ということばは、戦後、新憲法の下に新しく生まれたもので、一つの熟語として日常使われるようになつたのであります。が、漠然としてつかみどころのない感じがあります。児童福祉とは子どものしあわせということ、これはわかりきったことで、かれこれ議論する必要がないと思われる一方、それでは子どものしあわせとは何かというと、たいへんむずかしくなります。そこで、ここでそれを哲学的に考えようとするのではなく、どうしたら子どものしあわせが守れるか、いったい誰が、どういう方法で守るのかという

ことを考えてみることにします。
子どものしあわせは本来、その子どもの生みの親たちが守っています。これは人間社会に限らず、実朝の「もの言わぬ四方のけだものすらだにもあはれるかなや親の子を憶う。」という歌のように、もの言わぬ動物たちの世界にも見られることであり、母が子をいくしみ守り育てるという性質は、生物学的に根深いものです。生きものの育児行動の発達を見てゆくと、植物は大体熟した実がぱとり落ちると、そこで親子の縁がきれてしまい、それからの子の生長については、親はいっさいかまいません。動物でも下等なものは生みっぱなしです。それから少し高等になると、子どもが育ちやすい場所に卵を生む。生みっぱなしではあるが、生む場所を選択するようになる。その後には食物を子どものところに運んでやる。これはも

う生みっぱなしではありません。さらに脊椎動物になると、小鳥は卵を温めるし、雄鳥までが一しょに雛に食物を運びます。サルの自然生活の中では、一時的ではあるが人間の家族の育児行動に似たものが見られるそうです。（これらのこととは京都大学の今西氏が「人間以前の社会」という本の中で詳しく書いておられます）

このように、親が子どもを外敵や気候の変化から守り、栄養を与えて育てていくことには、生物学的に深い基礎があり、人間の世界では、両親が作る家庭の中で子どもを育て、しあわせになるように守っていくということは、今後人間社会がどんなに進歩しても、そう簡単に変ることはできません。重ねて言うと、児童福祉を守る第一の場所は、父母とその所属する家族なのであります。

さて、そうだとすると、子どもたちが心身とも健やかに育つようになるためには、世の中の父母にすっかりまかせておけばよいように一応見えます。しかし、人間の社会の場合にはいろいろ複雑な要素があつて、どうも両親だけにまかせておいて大丈夫だとは言いかれません。一番簡単な例で、父母が両方とも死んでしまった場合、ほっておいたら子どもはしあわせに育っていません。子どもは社会を構成している一個人間ではありますが、ひとりで社会生活をやつていけるほど完成していない未成熟なものであります。だれかがめんどうを見なければ育っていかないのです。コフカが「生物は高等になればなるほど幼児期が長い。」と言っていますが、一番高等の人間の場合には、未成熟の期間が一番長いのです。父母がいな

ければこの期間中、子どものしあわせを誰かがどこかで代って守つてあげねばならないわけであります。

ある程度文明が進んだ人間の社会では、かなり古くから、孤児を父母に代って育てる仕事がはじめられてきました。日本では光明皇后や和氣の広虫などがこういう仕事をしたといわれ、またイタリーでは、ダーツスという坊さんが孤児院を始めたといいますが、いずれも八世紀頃のことであります。両親以外の人の手で子どものしあわせを守るという仕事は、このように孤児を養育することから始まつたであります。

ところが、両親があつてもいろいろな事情で十分に子どものしあわせが守りきれないということもだんだん出てきました。例えば、人間の社会に貧富の差がはつきりとしてくると、経済的に豊かでない家庭では子どもを育てきれず、捨てたり売ってしまうという問題、これも相当古くから行なわれてきたものです。ギリシャ時代には、捨て子の話はあたりまえのように書かれております。ローマ建国者ロムルス、レムス兄弟も捨て子だったことは、よく知られています。また、有名なユストニアン法典の中では、親が貧困な場合には子どもを売るなどを認めています。こういうことは、たいへん昔ばなしのようですが、日本でもついこのあいだまで行なわれていました。いわゆる児童人身売買問題として昭和二四、五年頃大問題となつたほどであります。その当時、私もこれに関係したのですが、売られたさきからもとの親のもとに返すようにしよう

すると、子ども自身がいやだと言うのです。売られたさきの農家では日に三度の白米が食べられるが、家に帰るとヒエのことはなんだか困ると言つてあります。売りたいという基礎には、このような貧困があるからであります。親以外の誰かが社会的な立場から親の生活を保障することをしない限り、子どものしあわせの問題は解決されないのであります。

社会の手で子どものもとしあわせを守ることが最も典型的に出てきたのは十八世紀から十九世紀にかけてのイギリスの産業革命期のできごとであります。アーヴィングが水力紡績機を発明し、山の中に工場が建てられるようになると、山の中では労働者が得られないのと、仕事の源動力が人間の筋力とは別なエネルギーにもとめられるようになり、賃金の低い子どもで間に合うようになつたために、孤児院の子どもを山の中の工場につれてゆくようになりました。しかも機械設備に大がかりな資本がかかるので、この設備をフルに利用しようと、深夜までこれらの子どもたちを働かせることが行なわれたのであります。やがてワットの蒸気機関の発明で工場は山から再び町に移りましたが、これでますます婦人、年少労働者がかり出され、エンゲルスのいう家族の転倒という現象さえ引き起されたのです。これは、今まで家族の働き手であった父親が失職し、妻君と子どもが工場に働きに出た留守で、父親が洗濯をしたり下衣を縫つたりしなければならなくなつた、という状態を言うのであります。

こういふ状態は工場ができたのが悪いのだ、といふわけで工場のうちこわし運動が現れたりしたのですが、しかし、社会の歴史的経済的な動きの方向に逆行するような運動では、これはどうにも防ぎようがないのです。五オクタードという子どもが、一日十数時間、木綿工場で立ち働きづけさせられる、これはたしかにひどい。しかし新しい工場主は、子どもを虐待することを目的としたのではなかつたのです。彼が工場制生産様式を選び、児童を労働者に採用したのは、その方がより生産があがり、より経済的であつたからにすぎません。しかしその結果、次代を担う児童の健康は著しく害され、彼らの精神は頽廃しました。これは「社会」にとって恐しい脅威であり、捨てておけないことでありました。そこで一八〇二年、イギリスでは「木綿工場における徒弟の健康及び道徳に関する法律」という世界最初の工場立法がおこなわれたのであります。続いてロバート・オーエンらが、年少労働者保護の運動を進め、それからだんだんに労働条件が法律的に守られるようになってきたのであります。世の中が進むにつれ、親や家庭がどんなに子どもを憶う熱意にあふれていても、それだけでは足りず、社会的立場からも子どものしあわせを考えていかなければ、児童福祉は完全には守られないようになってきたのであります。

今日いわゆる児童福祉ということばは、このように、社会といふ立場から守らなければならない子どものしあわせ、という意味で用いられています。日本でも、児童福祉はまず、孤児・貧児の問題か

ら登足しましたが、次に社会的立場から手がつけられたものは、非行少年の問題であります。はじめは、おとなも子どもも同じ罰を与えられ、刑務所も同じであり、もっぱら懲らしめるということだけが考えられていましたが、次第に児童を成人と区別し、子どもは社会認識も足りなく未熟で、おとのよう責任能力がありませんから、発達の過程でゆがんだ子どもの人格を正しい成人の人格で感化して矯正しようという立場から感化院（今日の教護院）が生まれました。世の中から害悪を隔離しようとするだけではなく、これを再び教育しなおそうとする考え方、これは子どものしあわせ、児童福祉を考える道程に乗り、児童福祉の流れの一つの源になつたのであります。

これとは別に、もう一つ心身障害児について、これらの子どもの治療や特殊教育はとくに専門的なもので、一般の父母のみの責任にまかせては無理であります。そこで、父母以外に、社会がその一部を負担しようという事業も起つてきました。

このようにお話ししてみると、児童福祉の事業は何か特殊な子ども、貧困児とか非行児とか心身障害児とかいう例外的な問題児に対してのみ行なわれるのかという感じがするかもしれません。しかし、最近の世の中にはだんだん、世間一般の子どもについても、親たちだけでなく、さらに広い社会という立場から何かの手を打たなければ、どうにも困る問題がどんどん出てきています。またそういう手を打てば、非常に効果が挙がることが実証されつつあります。

わが国の乳児死亡率をみると、一と昔までは非常に高く、明治三十年には出生二〇〇〇に対し一七五、大正七年には、一八九という空前の数を示しています。これを他の国と比べると、同じ時代に、イギリス 九七、オランダ 九三、スエーデン 六五であります。これが日本の公衆衛生政策の発達によつて、昭和に入つてから年々ドントンと低下していきます。最近昭和三十六年は、出生一〇〇〇対二八・六という数字で、同じ年のアメリカの二六、スエーデンの一七などに比べれば、まだ高いのであります。がしかし、非常な低下ぶりで、赤ちゃんの命がこれだけ守られるようになつたのであります。けれどもこれを地域的にみると、東北、北陸などには三〇・四〇という非常に高い乳児死亡率の地方があり、これをみると、やはりただ個々の家庭だけで一生懸命世話ををするだけでなく、何か社会的な手のうち方が残されていることが理解できるのであります。

これは幼児の場合も同様で、例えば伝染病などが発生すると個々の家で注意するのみでは防ぎきれません。環境衛生を整備し、予防注射を一斉に行なうというような社会の仕事が必要となります。児童福祉政策が特殊児童から一般児童にも目を向けるようになつたのは乳幼児死亡率を低下させようという母子衛生の問題からであります。

こういう公衆衛生以外の面でも、例えは最近の経済成長によつて日本では貧困問題はかつてほどではなくなつてゐる反面、貧困以外の原因で、一般家庭での子どもの養育が不充分になるという問題が

新たに出てきているのです。女性一般の職場進出、夫婦共かせぎという傾向が広く見られるようになったのです。これも単に母親は子どものために家に帰れと言つただけでは、前に述べた工場打ちこわしと同じで徹底的な解決にはならないのです。その代りに社会が打つべき手として、保育所・学童保育の問題が出てくるわけです。最近鍵を持つ子どもということが言われます。放課後家に帰れば両親は働きに出ている。土地アームで遊び場は非常に少なくなっている。そこで盛り場へ行つてみると非行につながる大きな問題もあります。さればと言つて、この年代の子どもに、母が家にいるからといって、せまい家にじつとしていることを望むのは見当違ひです。子どもは仲間と遊びながら成長するのです。するとこれらはもはや特定の問題児、要保護児の問題ではなく、一般の家庭の児童の福祉の問題なのです。

自動車の氾濫の問題にしても、子どもに大きな影響があります。幼児の死亡原因中、不慮の事故死は、その絶対数も多くなってきたと共に、病気死亡が相対的に減少したのです。率が高くなっています。その中でも交通事故は特にふえているのです。十五岁以下の児童の不慮の事故死のうち、溺死四二・七%、自動車二三・三%、機械的窒息一二・一%、その他の交通事故六・五%で、更に五才～九才までは、自動車、その他の交通事故は、全死亡の二八・一%を占めている。いわゆる自動車アームのせいもあってこの十年間で二倍以上にはね上っています。自動車が子どもにとって

いかに不幸であるか。しかし、さればとて、自動車を見たら片端からたきこわせというような運動を起しても、正気の沙汰ではありません。やはり子どもの交通事故が起らないようにする社会的対策が是非とも必要であります。子どもは学校にも行くし、遊びにも出る、その子どもの交通事故を個々の家庭だけでは守りきれません。

緑のおばさんのような仕事は、特定の子どものためではなく、すべての子どものために行なわれるものです。交通頻繁な場所に子どものために地下道をつくり、跨橋をかけ、さらに安全な遊び場と監督者を配置することなど、これは、個々の家庭が自分の子どもだけのためにやれる範囲を超えていません。そしてこれらによって守られるのは、特定の子どものしあわせではないのです。同じくこれまで新聞にぎわしている非行問題にしても、すでに悪いことをしてしまった子どもは特別な子どもであるが、そういう子どもを悪いと言つて罰しても手遅れなのであります。しかし、悪いことをしないようなよい子どもに育てることは、特別な子どもに対する問題ではありません。最近の非行化の問題を調べると、非行は必ずしも特別な子どもではなく、どこからみても普通だという子どもに起つています。非行とは、法律で禁止されていることをする、即ち主に刑法にふれた行為をすることですが、刑法にふれる行為をした少年は昭和二十五年の二一六、〇〇〇から三〇年には四三〇、〇〇〇と、ここ五年間に非常にふえています。またその内容をみると、年令が年々低下して、学生・生徒の年令層特に中学生にふえつある傾向がいちじる

しい。しかも、これまで生活程度が低い下層階級に非行化が多いと言われていたが、最近は中流に多くなってきたことが目立っています。それぞれの階層について昭和三年を一〇〇とすると、昭和三六年には極貧七五、下層一五三、中流二一一、上流一九三となる中流、上流階層の子どもの非行化がひどいのであります。また非行が集團化してきたこと、非行の行なわれる割合が都市に特に高いことなども最近の特長としてあげられています。六大都市では三六年には三一年に比して刑法犯少年の被検挙者が数倍にのぼっているのです。こうして見ると非行少年は、一般普通の家庭から出て来ています。したがつてすべての家庭についてこの対策を考えていかねばならないが、その基本はやはり家庭問題でありましょう。科学警察研究所での調査で、問題を持つ子どもの五五%ほどは自分の家を楽しいと思わぬという結果が出ています。また他に中学二年生に自分の家が楽しいと思っているかという質問を親と子に行なつたところ、親の五〇%、子ども三五%が楽しいと答え、両方が一致したのは全体の二七%でありました。このくい違い、このへんにも非行化につながる問題があるように思われます。しかし、なぜ家庭が楽しくないかという問題には、戦後家庭生活が変ってきて、人間関係の結びつきが弱まり、親子という世代間の人生観、世界観にくいちがいがはげしくなり、家庭内の共通の理想像がなくなつてしまつること、また母親が働きに出て、母子関係が薄くなり、子どもが浸る家庭的な温みがなくなつたことなどがあります。ここにも個々の

家庭のみで解決できない問題が残っていると言えます。

そしてその反面、いわゆる盛り場、遊戯場などが経済成長に伴つて非常に繁盛します。このような望ましくない環境の自由については、これを放任すべきではなく、強力に規制することがある程度必要で、現在部分的にはそういう条令を作っている県もありますが、しかし禁止するのみでは十分ではありません。他方、子どもに対しては、それぞれの年令に応じてよい遊び場とよい遊び方を与えないければなりません。それには、よい監督者を用意した健康で安全な子どもの家、子どもの広場がほしい。カナダのストラトフォードという町では、子どもに、遊び場と監督者を与えたところ、遊び場を中心にして半径距離が近くなるほど非行の発生率が少なくなることが明らかにされました。こういう研究は、ほかにもたくさん行なわれているとききます。

さて、大へんながいことお詫してきましたが、私がお話をしたかったのは、子どもの幸せは、両親家庭でまもるのが基本だが、人間の中がだんだん発達するにつれて、更に両親・家庭以外の社会といふ立場からも、子どもの幸せのためにいろいろと考えてゆかなければならぬこと、そしてそれは、当初は特定の問題のある子どもたちだけのためであったが、最近では、すべての子どものために、その社会的な福祉を保障する措置が必要になってきて、児童福祉は、今やそういう方向にむかいつつある、ということであります。

(講演速記)

(お茶の水女子大学教授)